

諮問番号：平成30年諮問第10号

答申番号：平成31年答申第2号

答 申 書

第1 審査会の結論

審査請求人が平成29年9月25日付けで提起した、加須市長（以下「実施機関」という。）が行った行政情報の公開請求に対する一部公開決定処分に係る審査請求（行政情報の公開請求に対する一部公開決定処分に係る審査請求事件（平成29年第6号））については、棄却されるべきであるとの実施機関の判断は妥当である。

第2 審査請求に至る経緯

1 公開請求

審査請求人は、平成29年8月31日付けで、加須市情報公開条例（平成22年加須市条例第9号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成29年1月開催の自治協力団体連合会役員会並びに平成29年4月開催の自治協力団体連絡協議会に係る議事録及び会議資料」について、行政情報の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 本件公開請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に係る行政情報を特定した上で、平成29年9月14日付けで、条例第11条第1項の規定により、次の表のとおり当該行政情報の一部を公開する旨の決定を行い、審査請求人に通知した。

公開しない部分	公開しない理由
(1) 平成29年1月開催の自治協力団体連合会役員会並びに平成29年4月開催の自治協力団体連絡協議会に係る議事録	条例第11条第2項に該当するため（本件公開請求に係る行政情報が存在しないため）
(2) 次に掲げる行政情報のうち、個人情報に該当する部分 ア 加須市自治協力団体連合会視察研修会参加者名簿 イ 平成29年度加須市自治協力団体連絡協議会次第 ウ 平成29年度空家状況一覧 エ 平成29年度自治協力団体要望回答表	条例第7条第1項第2号本文に該当するため（特定の個人が識別される個人に関する情報であるため）

3 審査請求

審査請求人は、平成29年9月25日付けで、実施機関に対し、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の公開決定を求めて審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の公開決定を求める。

2 審査請求の理由

(1) 審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の情報は、審査請求人自身に関する個人情報であり、また、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当する事案である。

(2) 一部公開決定通知書の非公開理由は、条例第7条の規定を適用できる理由とはなっていない。

(3) 公開請求者は、違法に空家等認定された被害者である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

1 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

審査請求人は、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の公開決定を求めているが、これは、平成29年度加須市自治協力団体連絡協議会において不動岡第4区区長に配布した平成29年度空家状況一覧（前記第2の2の表（2）ウ。以下「対象行政情報」という。）が該当するものと考えられる。

対象行政情報には、空家の可能性がある家屋の所在地が記載されているが、これは、特定の個人が家屋を所有しているという当該個人の生活に関する情報であり、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報に該当するものである。

2 審査請求人の主張する条例第7条第1項第2号ただし書イの該当性について

審査請求人は、条例第7条第1項第2号ただし書イに該当するため、対象行政情報の公開を求めているが、保護されるべき個人に関する情報に優越して対象行政情報を公開すべき合理的な理由は認められず、審査請求人の主張は受け入れられない。

第5 審査会の調査審議の経過

当審査会における調査審議の経過は、次の表のとおりである。

年月日	経過
平成30年12月21日	諮問書の受理 調査審議（平成30年度第1回審査会）
平成31年 2月22日	調査審議（平成30年度第2回審査会）

第6 審査会の判断

1 対象行政情報について

市は、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づき、市が取り組むべき空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、「加須市空家等対策計画」を策定し、当該計画に基づき、空家等の実態把握を実施している。

当該実態把握について、市では、毎年12月1日を基準日とした実態調査において、各自治協力団体から空家等の可能性がある家屋の情報提供を受けている。

また、市は、平成27年11月19日に加須市自治協力団体連合会等と、空家対策等に関する協定書を締結し、当該協定書において、空家対策に関して必要な情報を可能な限り共有することとしている。

対象行政情報は、空家等の可能性がある家屋の情報提供を受けた自治協力団体に対し、当該情報提供を受けた後に実施した市の調査の結果を踏まえた当該家屋の状況について、情報共有のために配布をしたものである。

2 条例第7条第1項第2号本文の該当性について

条例第7条第1項第2号本文は、個人の権利利益、特にプライバシーを最大限保護する観点から、個人に関する情報は非公開とすることを定めている。

対象行政情報には、12月1日を基準日とした空家等の実態調査において把握した空家等の可能性がある家屋の所在地(以下「家屋の所在地」という。)が記載されているが、家屋の所在地自体からは直接、特定の個人を識別することはできない。

しかし、何人も写しの交付を受けることができる登記事項証明書や市販されている住宅地図等の他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなる。

したがって、家屋の所在地は、条例第7条第1項第2号本文において「他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。」とされている個人に関する情報であると認められる。

3 条例第7条第1項第2号ただし書イの該当性について

審査請求人は、家屋の所在地は条例第7条第1項第2号ただし書イに該当すると主張するので、その該当性について検討する。

条例第7条第1項第2号ただし書アからウまでにおいて、一般的に個人の利益保護の観点から非公開とする必要のないもの又は利益保護を考慮しても公開する必要性が認められるものについては、個人に関する情報であっても公開することとなっている。

このうち、条例第7条第1項第2号ただし書イは、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」を非公開情報から除外しているが、家屋の所在地について、公開することにより保護される審査請求人の権利利益が、非公開とすることにより保護される個人の権利利益に優先するとは認められない。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求人の所有家屋に係る「空家所在地」の情報（以下「自己情報」という。）は審査請求人自身に関する個人情報であるとして、自己情報の公開決定を求めている。

しかし、条例に基づく行政情報の公開は、公開請求者、利用目的等の如何を問わず、全ての公開請求に対し平等に行われるものであって、条例第7条第1項第2号本文に規定する個人に関する情報が記録された行政情報についての公開請求者が、当該個人に関する情報の本人であったとしても、それが非公開情報の該当性を左右することはない。公開はしないものである。よって、審査請求人の主張は認められない。

なお、審査請求人のその他の主張については、当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

よって、当審査会は、第1に記載のとおり答申する。

加須市情報公開・個人情報保護審査会

会 長	川 根	誠
委 員	満 木	祐 子
委 員	福 島	秀 年
委 員	梅 澤	義 行
委 員	安 藤	正